

平成 30 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 ア ル ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 落合文四郎
(コード番号: 7043 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 執行役員 稲村大悟
コーポレート部長
(TEL. 03-6268-9791)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 11 月 6 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 300,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 30 年 11 月 20 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 30 年 12 月 10 日（月曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 30 年 11 月 30 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、大和証券株式会社、岡三証券株式会社、いちよし証券株式会社、エース証券株式会社、水戸証券株式会社、株式会社 S B I 証券及びマネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 30 年 11 月 30 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 30 年 12 月 3 日（月曜日）から
平成 30 年 12 月 6 日（木曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 30 年 12 月 11 日（火曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 287,500 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都文京区
落合 文四郎 180,000 株
東京都新宿区
池田 祐輔 107,500 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 88,100 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村証券株式会社 88,100 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 88,100 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 平成30年12月26日（水曜日）
- (4) 払 込 期 日 平成30年12月27日（木曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成30年11月30日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 300,000 株
- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 287,500 株
オーバーアロットメントによる売出し 88,100 株
(※)

(2) 需要の申告期間 平成30年11月22日(木曜日)から
平成30年11月29日(木曜日)まで

(3) 価格決定日 平成30年11月30日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年12月3日(月曜日)から
平成30年12月6日(木曜日)まで

(5) 払込期日 平成30年12月10日(月曜日)

(6) 株式受渡期日 平成30年12月11日(火曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である落合文四郎(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年11月6日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式88,100株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成30年12月11日から平成30年12月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,166,300株
公募による増加株式数	300,000株
第三者割当増資による増加株式数	88,100株 (最大)
増加後の発行済株式総数	2,554,400株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 351,800 千円（＊）については、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 105,367 千円（＊）と合わせて、事業拡大のための運転資金として、①人材の採用費及び人件費、②システム等の強化並びに保守費用、③個人向け「ALUGO」の新規顧客獲得及び拡大を目指した広告宣伝費、④借入金の返済資金に充当する予定であります。具体的には以下のとおりです。

①人材の採用費及び人件費として 144,000 千円

当社は、お客様へプラスアルファの付加価値を提供出来る人材こそが当社の競争力の源泉であると考えていることから、優秀な人材の採用費及び人件費として 144,000 千円(平成 31 年 12 月期：44,000 千円、平成 32 年 12 月期：100,000 千円)を充当する予定であります。

②システム等の強化並びに保守費用として 134,000 千円

当社の個人向け「ALUGO」において、当社に蓄積されているアセスメント、レッスンのデータを活用した機械学習のサービス展開及び拡大のためのシステム等の強化並びに保守費用として 134,000 千円(平成 31 年 12 月期：34,000 千円、平成 32 年 12 月期：100,000 千円)を充当する予定であります。

③個人向け「ALUGO」の新規顧客獲得及び拡大を目指すための広告宣伝費として 134,000 千円

当社の個人向け「ALUGO」において、②に記載のとおり機械学習のサービス展開及び拡大を目指すための広告宣伝費として 134,000 千円(平成 31 年 12 月期：34,000 千円、平成 32 年 12 月期：100,000 千円)を充当する予定であります。

④借入金の返済資金として 45,000 千円

オフィス移転に伴う設備投資に必要な資金として調達した長期借入金の返済資金として、45,000 千円(平成 31 年 12 月期：45,000 千円)を充当する予定であります。

また、残額につきましては、事業展開に伴い将来的に必要となる運転資金に充当する方針ですが、具体的内容、金額及び支払時期が確定しておりません。

なお、具体的な資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,300 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として有効に活用してまいります。

なお、当社は会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年 6 月 30 日を基準日として行うことができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の年 1 回を基本方針としております。当社の配当決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△681.20円	14.75円	29.09円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)
実績配当性向	—%	—%	—%
自己資本当期純利益率	—%	10.0%	17.1%
純資産配当率	—%	—%	—%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。なお、平成27年12月期については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 当社は、平成30年9月11日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、平成28年12月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、平成27年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成27年12月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△6.81円	14.75円	29.09円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である落合文四郎並びに売出人である池田祐輔並びに当社株主である株式会社フォーティシクス、稲村大悟、アルー社員持株会及び田中英範は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成31年3月10日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社株主である株式会社ドリームインキュベータ及び株式会社ライトパブリシ

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

ティは、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の平成 31 年 3 月 10 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、その売却価格が発行価格の 1.5 倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の平成 31 年 6 月 8 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記 1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記 3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、平成 30 年 11 月 6 日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。